

奈良県告示第三百九十号

奈良県公共工事の入札及び契約に関する情報閲覧規程（平成十三年三月奈良県告示第六百二十号）の一部を次のように改正し、令和三年三月二十六日から施行する。

令和三年三月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

第二条第一号及び第二号の表中「警察本部会計課」を「警察本部施設装備課」に改める。